

## 企業等による子ども・子育て応援事例発信業務委託仕様書

### 1 業務委託名

企業等による子ども・子育て応援事例発信業務委託

### 2 業務目的

子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくりが求められる中、企業等において実施されている、先進的な子ども・子育て応援事例を収集し、広くその情報を発信することで、企業等への横展開を図り、その取組みを促進するなど、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運を醸成することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 4 業務内容

受注者は、契約後、速やかに実施計画書を提出し、発注者と打ち合わせを行うとともに、発注者と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

#### (1) 企業等の先進的な子ども・子育て家庭応援事例の収集・取材

##### ①内容

##### ア 取材対象企業等の選定

- ・福岡市内に所在する「い～な」ふくおか・子ども週間の賛同企業や団体(以下、「賛同企業等」という)より、子ども・子育て応援に係る先進的な取組みを行っている企業の情報収集を行い、取材候補となる企業等を選定のうえ、収集した情報(企業概要や先進的な取組み内容等)や選定の理由を集約し、発注者へ提示すること。
- ・契約後、「い～な」ふくおか・子ども週間の賛同企業等の一覧データ(エクセル形式)を発注者より提供する。
- ・取材候補とする企業等については、受注者より提示された情報等をもとに、発注者と協議のうえ決定する。

##### イ 選定の条件

- A:従業員やその家族の仕事と子育ての両立に向けた独自の取組みを実施する企業等。(柔軟な働き方制度や育児休業制度に関するもの等)
- B:地域の子育て支援に関する独自の取組み(※業として提供するサービスを除く)を実施する企業等。(地域と連携した子どもの見守りや体験機会の創出等)

##### ウ 取材数

10者以上の取材数を提案すること。(内訳は上記イ-A・Bを同数程度とすること。)

##### エ 取材の実施

- ・4-(1)-①-アで決定した賛同企業等と取材実施に向けた連絡調整を行うこと。
- ・本事業の趣旨を理解し、承諾を得た賛同企業等の取材(インタビュー、写真撮影等)を行うこと。なお、取材日時や場所、取材対象者の調整、使用する機材の準備、写真撮影等のほか、取材に関する全般業務を行うこと。
- ・インタビューの内容や構成等については、独自の取組みを導入した目的や背景、導入するメリットなどが他の企業等へも伝わりやすいものとし、事前に発注者と十分に協議のうえ決定すること。

オ その他

- ・取材を行うための経費や画像等の作成のための経費は、すべて契約金額に含まれる。
- ・取材に際して知り得た個人情報や企業情報等について、第三者に漏らさないよう適切な措置を講じること。

(2)効果的な広報

①主なターゲット

主に、子ども・子育て応援の取組みに関心がある企業等や、市内に在住、在勤又は在学しており、現在子育て中や子育てに関心がある方

②SNS 投稿用コンテンツ(画像及び投稿文)の作成

ア 企画

- ・取材した内容について、SNSでの効果的な情報発信を行うための構成、デザイン等について企画・提案すること。
- ・興味関心がない人でも読みたくなる、見たくなるコンテンツとなるよう、構成やビジュアル、編集、表現などを工夫すること。
- ・予めフォーマットを制作するか、都度デザインを制作するか等の指定はなく、提案による。
- ・先進的な取組みの横展開をより促進するため、支援の受け手(社員や地域の子どもなど)と実施する企業等側の両面のメリットが分かりやすく伝わる内容となるよう工夫すること。
- ・本業務委託の目的を十分に理解し、特定の企業の商品やサービスの販売促進等を目的とした情報発信とならないよう、十分に留意すること。

イ SNS投稿用コンテンツ(画像及び投稿文)の作成

- ・取材した内容をもとに、SNS投稿を行うためのコンテンツ(画像及び投稿文)を作成すること。
- ・1投稿あたりの画像数は、内容に応じて柔軟に対応すること。
- ・1者につき、1投稿分のコンテンツを作成すること。

ウ 校正

- ・コンテンツの内容や投稿文等の校正は3回以上行うこととする。なお、発注者が十分であると認めた場合はこの限りではない。
- ・校正後のコンテンツについて、取材元の賛同企業等へ内容等の確認を行うこと。確認の結果、修正が必要となった場合は、発注者より追加で1回の修正指示を行うことがある。

③情報発信

- ・SNSへの投稿業務は本委託に含まない。
- ※ 市の子ども・子育て情報専用のInstagramアカウント(@kosodate.fukuoka)への投稿を想定しているが、市が運営する他のInstagramアカウントや、X、LINE VOOM、Facebook その他 SNS アカウントでの投稿もありうる。
- ・本業務委託の趣旨を踏まえ、より効果的な広報媒体や広報手段等について追加提案があれば自由提案とし、そこにかかる一切の業務は発注者が行うこと。

④その他

- ・企画、構成、編集、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。また、業務を行うための経費は、すべて契約金額に含まれる。
- ・ユニバーサルデザイン及びダイバーシティの視点に留意すること。

### (3)納品物

ア 実施計画書(紙+PDF形式)

イ 取材実施報告書(紙+PDF形式)

ウ SNS投稿用コンテンツ

- ・画像及び投稿文の一覧(Excel形式)
- ・インタビュー内容のテキストデータ及び撮影した写真
- ・制作した画像及び投稿文のデータ

※A4版フルカラー印刷で1部及びデータ一式をDVD1枚納品することとする。

※ウのコンテンツについては、企業等へのインタビューの実施日以後、2週間以内に順次作成のうえ、納品すること。

※発注者が編集可能なデータとして納品すること。(発注者が投稿等に使用する。)

## 6 著作権等について

- (1)納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (2)受注者は、納品物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3)発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4)発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5)上記(4)の場合において、受注者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6)受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7)映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

## 7 その他の留意事項

- (1)委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (2)本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。
- (3)事業の趣旨・目的をしっかりと理解し、十分な品質の成果物を納品すること。
- (4)実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- (5)委託業務において知り得た市や企業情報、個人情報については、守秘義務を課する。
- (6)本事業の実施に伴い取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (7)本事業は、子ども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- (8)業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (9)個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

#### (2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

#### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。